

平成28年知内町議会第4回臨時会

- ◎ 招集年月日 平成28年6月2日(木)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成28年6月2日(木) 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成28年6月2日(木) 午前10時00分

◎ 出席議員

1番	五十嵐 捷 爾	6番	西 山 和 夫
2番	花 井 泰 子	7番	木 村 一
3番	吉 田 峰 一	8番	笠 松 悦 子
4番	松 井 盛 泰	9番	谷 口 康 之
5番	成 澤 五 郎	10番	伊 藤 政 博

- ◎ 会議録署名議員 3番 吉 田 峰 一 8番 笠 松 悦 子

- ◎ 欠席議員 な し

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町 長	大 野 幸 孝
副 町 長	網 野 眞
総務企画課長	小田島 伸 二
生活福祉課長	松 崎 輝 幸
税務会計課長	帰 山 亮 一
産業振興課長	西 野 俊 一
地域創生推進室長	島 津 泰 博
建設水道課長	佐々木 孝 幸
建設水道課主任技師	佐 藤 和 人
教 育 長	本 間 茂 裕
学校教育課長	田 中 志 津 夫
社会教育課長	松 本 泰 行
知内高等学校事務長	小 嶋 隆
代表監査委員	西 内 貞 治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村 上 義 久
議事係長	筒 井 俊 介

平成28年知内町議会第4回臨時会議事日程

(第1号)

平成28年6月2日(木) 午前9時30分開議

日程	議件番号	議件名
第1		会議録署名議員の指名 3番、吉田峰一君 8番、笠松悦子君
第2		会期の決定について
第3	議案第1号	第1知内町民グラウンド大型遊具の購入について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議長(伊藤政博)

おはようございます。

平成28年第4回の臨時会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

只今の出席議員数は、10人です。定足数に達していますので、平成28年知内町議会第4回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長(伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、吉田峰一君及び8番、笠松悦子君を指名します。

● 会期の決定について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第2、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、町長から本臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

おはようございます。平成28年第4回知内町議会臨時会に議員の皆様には大変お忙しい中、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今臨時会に上程しております議案は、お手元に配付のとおり、第1知内町民グラウンド大型遊具の購入についての議案1件であります。本事業は、第1知内町民グラウンドに大型遊具を購入するものでありますが、指名型プロポーザル方式により各指名業者から提案を受け、5月27日に選定委員会で受託候補者を決定し、仮契約を締結したところであり、本契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。議案の内容につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

● 議案第1号 第1知内町民グラウンド大型遊具の購入について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第3、議案第1号、『第1知内町民グラウンド大型遊具の購入について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

社会教育課長、松本泰行君。

◎ 社会教育課長（松本泰行）

それでは、議案第1号、第1知内町民グラウンド大型遊具の購入について。

次のとおり第1知内町民グラウンド大型遊具を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

記と致しまして、1、契約の目的、第1知内町民グラウンド大型遊具の購入。2、契約の方法、随意契約です。3、契約金額、1,339万2千円。4、契約の相手方、札幌市中央区大通東2丁目3番地。株式会社コトブキ札幌支店 支店長 大野雅広。

内容につきましては、説明資料で説明します。教育委員会関係の1ページをご覧ください。第1知内町民グラウンド大型遊具購入予定参考資料として、品名です。第1知内町民グラウンド大型遊具。概要ですけれども、第1知内町民グラウンド大型遊具。サイズ、幅ですけれども、19m66cm。奥行き12m70cm。設置スペースですけれども、幅、ワイドですけれども、23m30cm、奥行きが16m20cmとなっております。指名型プロポーザル選定年月日は、28年5月27日で、仮契約金額から指名業者までは、記載のとおりです。

続きまして、2ページ目をご覧ください。2ページ目には、大型遊具購入にかかる選定経過ということで記載しております。本年、第2回の臨時会で目の組替え補正予算を行っ

ております。5月12日に指名業者へ提案書を提出。それと、5月13日に選定委員の推薦を依頼して、8名の選定委員を推薦していただきました。5月17日に第1回目の第1知内町民グラウンド大型遊具の購入にかかる選定委員会を開催しております。このときには、委員長の選任と今回の事業の概要説明、それと、大型遊具の選定方法の説明と次の開催について会議を行っております。5月26日に選定委員の方より、事前に閲覧をしたいということで、26日、当初1日だったんですけども、もう少し見たいということで、26日、27日の4時まで閲覧を行っております。5月27日に第2回目の選定委員会を開催して、受託候補者を確定したところであります。3ページ目には、第1知内町民グラウンド大型遊具の配置予定箇所図ということで付けております。続きまして、4ページ目は、イメージパース図ということで記載しております。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

この大型遊具の設置については、私も大変良かったなというふうに思っています。丁寧な選定委員会も開いて、そして、決められたということですので、これは本当に子ども達にとって、とても喜ばれる、そういう中身になるんだなというふうには思っています。ただ、1つだけ、私が気になっているのは、実は周りの大きな木がこの場所ございますね、それで、これは教育委員会部局ではなくて、町の方の関係になるかなというふうに思うのですが、道路を挟んで向かい側には、古い公営住宅と言いましょうか、教員住宅もあって、まだそれも使われているように見受けられます。その周りにも大きな木がございます。昨今の気象状況を見ますと、何があるかわからないと、先立って視察させていただいた町民のあの場所、お墓がある墓地公園、あそこでも大きな木が何本か倒れていたということもありまして、子ども達が本当に安全で、そして、楽しむ、そういう公園になればいいなというふうに思っているんですけども、もしかしたら、そういう異常気象の中で、大きな木が倒れてこないとも限らないという心配も1つありますので、そここのところのお考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

財産管理という立場で、私の方からご説明を申し上げます。今のご質問の樹木につきましては、明確な樹齢はまだ特定はできていないんですけども、旧知内小学校はですね、明治12年6月に開校したということが記録されてございます。したがって、明治12年というのが、西暦1879年にあたるものですから、数えて今年で137年目を迎えるということになっています。ただ、その当時からの木ということも確認されておられないので、もう1つですね、区域の中に記念庭園がございます。その中に、二宮金次郎さんの像があるんですけども、そちらの方が昭和19年に斉藤倉蔵さんから寄贈されたものというふうに記録されてございます。その当時から数えますと、73年程度経過しているということなんですけれども、あの辺の樹木、したがって、少なくとも70年以上経

過しているものと思われます。ただ、あの樹木たちがですね、地域の長い歴史を見守ってきた、それぞれいわれのあるという木ですので、できれば、今後も適切に管理をしていければなということが基本的な考えなんですけれども、ただ、中には、確認したところ、大きく傾いていて、空洞ができていますとか、幹の割れが確認されている木もございます。それらで倒木の恐れがあるということも確認しておりますし、更に大量の枯れ葉などで病虫害の発生ですとか、更にグラウンドがあるんですけれども、その西側にですね、民家の方にスギ林がございます。そちらの方も生い茂っております、となりの住宅の軒先まで枝が伸びていて、少しご迷惑を掛けているという木も確認しておりますので、それらの伐採も含めてですね、今後、より適切なあり方を検討するという立場で、実は5月26日に町内会の役員の方々ですとか、付近の住民の方々と一緒に現地を確認してございます。今後、それら先ほど申し上げましたとおり、できれば残せればということもあるんですけれども、今、ご質問のありましたように、倒木の恐れもあるということもありますので、樹木医という専門の方々を招へいして、木を診断していただいて、さらには、造園業者の方々だとかもアドバイスをいただきながら、あの樹木を今後、どのように適切に管理することによって、地域の方々の安全性を確保しながら、景観上も適切な管理をしていければということですね、その樹木医の招へいなどの必要な予算は、6月の定例会で補正予算を計上させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

私も4回ほど、今朝も見てきたんですけれども、やはり今、おっしゃったように、民家の隣のスギ林もこれはすごいなというふうに感じてまいりました。是非、適当にというか、適切に管理していただければというふうにお願いを致しまして、質問を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

まず、遊具の関係で、平成21年度に430万円かけて同じ場所に作っているのですが、これ配置が今の配置のままで、この図面を見れば、配置のままで使われるような格好になるんだろうと思いますが、特にスカイロープ、あの辺は、きちんと整備をした中で、1つ1つ整備をしなければならないんだろうと思うけれども、整備をした中で使うように、ひとつ、お願いをしたいと思います。更に今、出ました樹木の関係、これは以前から町内会の方からも何年も前からあって、落ち葉の被害があるから切れという話もありました。しかし、先ほど総務企画課長が言ったように、137年、古くても100年以上経っている樹木なんです。あそこ旧知内国民学校卒業した人、まだ何人かおります。その人たちの一番の思い出は、あの学校のスギとポプラなんです。ポプラはもうほとんどなくなってしまって、スギだけがきちんと残っている。こういう由緒あるですね、歴史のある樹木を簡単に要望だからといって切ることのないように、維持管理だけはきちんとしていただきたい。要望のような形になりますが、考えがあつたらお尋ねをしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

主任技師。

◎ 建設水道課主任技師（佐藤和人）

私の方から1つ目のご質問であります、既存のスカイロープと新しく配置します大型遊具の配置の件でありますけれども、遊具に関しましては、資料の方、3ページをご覧くださいただければと思いますが、遊具につきましては、安全域というものが設けられておりまして、今回、大型遊具の配置、大型遊具の周りに波線で引かれているものが安全域といわれるもので、この中ではほかの遊具とぶつからないような形で安全域が設置されまして、その中で遊ぶものについては、問題ないというような配置をしております。しかしながら、この配置につきましては、現地の方で設置図の方に確認させていただきまして、町道の元町側の方に多少なりとも移動することができればですね、移動していけば、よりもっと安全にできるかと思っておりますので、その辺は現地の方で確認したいと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

後段の部分について、ご説明を申し上げます。先ほど、総務企画課長の方からも話しましたけれども、樹木の関係については、基本的にはやはり長い歴史のある樹木でありますから、まず、残しうるものであれば、残していきたいということが基本です。その上で、どうしても手立てを講じなければならないものについては、手立てをして、残すことができるのか、できないのか、そして、いよいよ危険が大きいものについては、伐採をせざるを得ない。北大のポプラ並木にもありますとおり、やはり長い年数を経てくることによって、危険もまた増幅されるということもありますので、その辺、専門家のご意見をお伺いながら、しっかりとした管理をしていきたいというふうに思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。5番、成澤君。

◎ 5番（成澤五郎）

先ほどの説明は、遊具の周り、安全域も含めて、いわばハード面の話が主だったように思うのですが、実際これを使用する、利用する規定というようなものも作っておられるのかどうか、もしそういった案があれば、お聞きしたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

社会教育課長。

◎ 社会教育課長（松本泰行）

規定というかですね、遊具の安全に関する基準というものがあまして、それぞれの遊具には、何歳の方対象というふうなシールだとかが貼られるので、その部分については大丈夫だと思います。ただ、正面には何かそういうものは付けるつもりでは検討しています。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、成澤君。

◎ 5番（成澤五郎）

例えばこれは子ども達が主に遊ぶ場所ですから、そんなに大きな高校生や中学生あたりが自転車をもち込んで遊ぶとかというようなことはないかと思うのですが、一応、そのような世間一般で常識的というようなことが通らない場合がありますので、最低限、そのようなこともやはり決めておかないと、それとやはり、24時間自由に入れる場所のように

普通思うんですけれども、先ほどの強風が吹いて、子ども達が立ち入らないような基準みたいなものもある程度、考えておいた方がいいのかなというふうに思うのですが。

◎ 議 長（伊藤政博）

関連で、4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

今、5番議員の質問に関連なのですが、こういう種のを設置した場合は、管理規定なり管理条例というものは、本来、先に作るべきですよ。例えば何歳児未満の方は、保護者同伴でなければだめですよとか、こういうものはだめですよとか、こういうことになっていますよという、管理規定なり、条例なりを作った中で、運営されていくのが本来だと思うのですが、考え方、如何ですか。お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

只今の5番議員さん、4番議員さんのご意見に対して回答申し上げます。まず、大型の複合遊具を設置することにつきましては、3歳児から概ね10歳児の使用を想定して、今回、設置を致します。遊具の使用につきまして、そうした子ども達が安全に遊べるように保護者、あるいは、地域の方に広報、あるいは、立て看板等を用いて利用についてのご協力を願いたいというふうに思っております。それから、大型遊具を設置することによって、よりたくさんの方が、子ども達が使用する、いろいろな方々が出入りすることも想定されますので、ご指摘のあった管理規則等につきましては、設置までの時間に今後、検討させていただきたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（網野 眞）

関連してご説明を申し上げます。今、ちょっと手元にないので、確認をしておりますけれども、第1町民グラウンドとしては、実はトータルとしての条例、管理条例はあったかなというふうに思っております。今、それ確認しておりますけれども。それで、第1町民グラウンドとしての管理条例はありますけれども、個別の例えば遊具の使い方云々というのは、条例規定ではなくて、むしろ運用の中で、運用規定の中で整理していければというふうに考えております。それで、只今、教育長から話がありましたとおり、当然のことながら、大型遊具を設置するということでもありますから、その辺の運用の規定の関係、さらには、利用者に函館、あるいは、札幌の公園等でも、遊具がある場合に、公園の使い方云々ということで、利用者に呼びかけているような形、そういうような看板設置も含めて、今後、これらの整備と合わせて考えていきたいというふうに思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

私の方からも同じような質問になりますけれども、今回のこれは、説明資料の2ページを見ますと、選定経過を見ますと、これはほとんど小さい子どもさん方を対象とした遊具だと思うんですけれども、ただ、私が今、調べましたらですね、全国的な流れを見ますと、

こういう子どもさんたちのほかに、全国的な流れを見ますと、成人の方、それから、高齢者に対する健康増進とか、そういう形の遊具がかなりの部分で全国的に伸びているものですから、先ほどの子どもたちの安全確保という部分を考えますとですね、私もその部分で、どうしてそういう形で大人から、そして、子どもまで一緒に遊べるようなものに考えてもらえないのかなという部分、ちょっとひとつ、その辺について、この選考委員の中ではそういう形のものは、全然話が出なかったのか、まず、もう一度。

それから、もう1つ、私はいつも思うんですけども、今回、こういう大型遊具設置したんですけども、予算委員会の部分でも質問した経緯があるんですけども、町長うちの町を災害に強いまちづくりということで、水道関係の部分で質問した経緯があると思うんですけども、今回、うちの町に芽室町さんの方で、遊泳館の方を視察に来たことがあるんですけども、あそこの町は、こういう大きい施設をつくった場合に、災害に強いまちづくりといいまして、こういう公園の中にですね、水道が使えない、ライフラインに欠陥ができた場合にですね、町民の方にある一定の時間を水の供給、今回、熊本県の災害もありましたけれども、その公園の下に水のタンクを設置してですね、ある程度の時間を町民の方にそういう形で災害に対しての避難というか、そういう部分も確保するという形で、今回、記事出て、情報が入ったんですけども、ただ、うちの町としては、そういう大きな金額はかけられないものですから、前は重内の部分で、私、質問したことがあるんですけども、こういう遊具施設、第1グラウンドになりますけれども、あそこは当然災害が起きた場合に、避難場所になると思うんです。その部分で、ここに椅子とかそういうやつがあるものですから、できれば、前、重内のときも言いましたけれども、簡易トイレくらいの入れておいて、そういう形でちょっとした部分の災害に対する備えというものが必要ではないかなと思うんですけども、その辺の部分で、町長としても考え方はできなかったのか、その辺、まず、2点ほどお伺いしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

副町長。

◎ 副 町 長（網野 眞）

先ほど4番議員さんのお尋ねでありますけれども、条例、規則の関係、今、改めて確認したところ、知内町民グラウンド管理運営に関する条例というものがございまして、その中で、第1町民グラウンド、あるいは、第2町民グラウンドということで、管理運営に関する条例はございます。ただ、詳細の中身につきましては、教育委員会の規則で教育委員会が定めることになってございまして、その規則について、今、直ちに内容的なものを把握できませんけれども、いずれにしても、この遊具の使い方、その他については、規則、あるいは、要綱、さらには、現地での看板設置等で、注意喚起を図って、利用の心得などを広く周知してまいりたいなというふうに考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

関連ということで、今、9番議員さんの方からご指摘がありました。私の方から考え方

について、説明をさせていただきたいというふうに思います。今、議員が言われましたように、避難場所として、そして、要するにある程度、そこに避難した人方の対応ということで、今、お話をいただきましたけれども、それともう1つ、今、小さい子どもを対象にした今、遊具設置でありますけれども、高齢者の皆様方の要するにそういうことも対応できなかったのかということの2点だったというふうに思います。それで、まず、1点目の災害の関係でありますけれども、今、東日本大震災発生から、うちの最高到達点1.2から今4mに変更になりました。そんなことから、避難場所として、旧知内小学校跡地ということで設定しております、今、あそこはもう海拔10mということで、今、想定をされておりますので、避難場所という形になっています。ですから、その要するに避難場所としての対策についてはですね、いろいろと議員の皆様方からのご指摘もありますし、これから住民の生命、財産、生命を守るために、どういう形で要するに対応をしていくか、これは大きな町の課題だというふうに思っていますので、これはきちんと受け止めさせていただいて、対応をしてまいりたいというふうに思っています。それと、高齢者の要するに高齢化が進むことによって、高齢者の健康寿命を如何に延ばすか、これも私の政策の中で大きな柱として掲げさせていただいているところであります。そんなことで、今、前回の第6次のまちづくり、そして、総合戦略、その中でも謳わせていただいておりますけれども、町民の要するに健康を維持するため、そして、スポーツ交流を進めるためということで、多目的体育館ということで、今、計画を登載をさせていただいております。その中で、これはですね、もう以前も私も東京都の各小公園に簡単にお年寄りの人方が筋力を落とさないために、その遊具、そんなに高価なものではありません。それも含めた中でですね、何とか対応をしていきたいというのは、今、9番議員さんをご指摘のとおり、私もその辺は考えていかなければならないというふうに思っております。ですから、今回は、子育て支援ということで、多くの今、まさしく子育てをしているお母さん方からの要望を受けて、この遊具を設置させていただきました。それで、今、9番議員のご指摘については、今、町の中で、計画をしております多目的体育館をその建設と合わせて、その部分を何とかそこに組み入れていければなというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

ちょっとお尋ねするんですけれども、選定過程の中でですね、先ほど教育長から3歳から10歳までの範囲の中で、この遊具の使用年齢を考えているということなんですけれども、以前、3月の定例会で町長が言ったのは、今、ちらっと触れたんだろうと思いますけれども、子育て世代、特に3歳から5歳のような気がするんですよ、その3歳から5歳までを想定した場合、このイメージパース見ているんですけれども、じゃあ、どれだけ使用できる遊具があるのかなということで、ちょっと3歳から5歳で考えれば、使用できる遊具の数が少ないのかなという気はするんですけれども、その辺の対応というのは、選定委員会でどのような話合いがされたのか。あくまでも高学年、10歳前後までの高学年を対象にしたのか、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

社会教育課長。

◎ 社会教育課長（松本泰行）

3歳から10歳までということで、今、幼児となると、3歳から5歳じゃないかということなんですけれども、遊具としては、今、ここにパース図に出ているのは、10歳までの大きい部分も出ていますけれども、これ正面から移っているだけなものですから、裏の方にも実はここにパース図で言いますと、例えばこの上の方に3人くらいの子どもがうつっているような乗り物、それと、そのほかにですね、小さい子どもたちが遊べるようなものは、ステップラダーだとか、フルーツピットリパネル、フルーツや木の実をはめ込む溝だとか、この陰だとかにたくさん付いているということで、ちょっとこの1枚だけではわかりづらいんですけれども、小さな子どもたちも遊べるものは5種類くらいは付いています。そのほかにこのすべり台も長いものから短いものということで、年齢に合うようにはなっていると思います。とりあえず、選定委員会の中では、3歳から10歳程度ということで、小学校低学年までを想定したということです。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

補足をさせてください。今、6番議員さんからもご指摘いただきました。少し年齢が小さい子どもたちの遊び場としてはどうなのかというご指摘を受けました。それで、実はですね、今、学童保育、旧公民館からというか、公民館の要するに1室を使って、事業展開をしていたものを新しく施設整備をすることによって、移行させていただきました。その空きスペースにですね、今、子育てのまさしく本当に小さな子どもたちの今、育てられておりますお母さん方を集めて教室を開いております。その中で、本当に昨年、議会の皆様方にご理解をいただいて、70万円の遊具の購入を予算議決をさせていただいて、整備をしております。そんなことも含めて本当に小さい子どもたちは、公民館の要するに遊具を使っていたら、そして、今回の大型遊具については、3歳から要するにまず、ちょっと幅を広げて遊具を設置させていただいたということでもあります。さらには、今、スポーツセンターにもですね、少し年齢の高い子どもたちが、そこで時間を要するに使ってもらえるという、1つの年齢層を区切った施設整備をさせていただいておりますので、その辺もご理解をいただければというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

この遊具が設置される旧知内小学校にちょっと行ったんですよ、夕方5時半から6時頃なんですけれども、結構、3歳から5歳いないだろうなという子どもたちが12、3名集まって、いろいろな遊びをしているんですけれども、当然、保護者も見ながら、観察しながら遊ばせている状況があったものですから、それとあとサッカー少年団ですか、グラウンドで練習をしていると。多分、少年団も練習時間前にはきっと多分、この遊具を使って、時間つぶしにつかったり、または、子育て世帯が多々集まる場所なのかなという、多分そのグラウンド周辺にそういった若い年代層の保護者が多いのかなという気がしたんですよ。それで、せっかくこうして大型の遊具が入るわけですから、どうせならもう少

し、3歳から5歳を対象を絞った、もう少し遊具がまだ陰にもあるということなんですけれども、リトルポップだとかありますけれども、ただ、リトルポップでもやっぱり保護者が付いていないと、なかなか野放しでは遊べる器具ではないだろうと思いますし、まして、このすべり台を見ても、3つあるんですけれども、緑と大きいすべり台は別にして、オレンジっぽいやつ、これをせめて3歳児が自由に上って、自分1人でやれるのであれば、それなりの対応だと思うんですけれども、多分、それもイメージだけですからわかりませんが、3歳児が上って遊べるようなすべり台ではないのかな、もう少し低くていいのかなという気はするんですよ。だから、その辺、多々考えた中で、想定していただければ、これからまだ時間もあるんでしょうから、その辺の高さの調整はできるんだろうと思いますので、その辺の3歳から5歳児の遊べる遊具を少し配慮していただければありがたいなと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑。8番、笠松君。

◎ 8 番（笠松悦子）

ちょっとずれているかもしれないんですけれども、今、西山議員さんもおっしゃったように、あそこはサッカー少年団の練習場になっているんです。そこで、やっぱり小学校の親というのは、下の子もいらっしゃるんですよ。よく聞いた話の中で、下の子を連れて行けないと、グラウンドには。それで、鍵を掛けておいてきたとかという話もよく聞いていたので、あその場所にこういうようなものがあるということは、親は子どもたちのサッカーを見ていなくても、下の子を連れて行って、一緒に遊べる場所ができたということは、すごく良いことだと思います。あと、普段なんですけれども、あくまでも子どもが遊ぶのは、親の自己責任、親の管理の下という考えもお有りでしょうけれども、今、それがすべて叶うわけではないのでね、たまにここを見回れる方がいらっしゃったらいいのかなと思いますので、もしできることであれば、夏休みの間とかだけでも、プールを見てくれる方がいらっしゃるように、1日1回か、2回だけでも、何かそういう体制を取れたら、もしものことがあったときにいいのかなと思うので、ちょっと無理な要望かもしれないんですけれども、できればそういう体制も整えていただければなと思います。これができることによって、本当に今の子育てしている方、ここに集まって、自分の子どもを育てているときの悩みなんかもどこかで誰かと話をすることによって、解決できて、本当に子育て支援している町だなということが一歩でも二歩でも進められるようになるのではないかなと思って、私、これはすごく良いことだなと思いました。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

只今の8番議員さんのご意見、本当にありがとうございます。今、ご指摘のありました子どもたちの遊びの見守り等も含めまして、地域の皆様と連携を密にして、対応してまいりたいと思います。ありがとうございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですので、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 閉会宣言

◎ 議長(伊藤政博)

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成28年知内町議会第4回臨時会を閉会します。

大変ご苦労様でした。

(閉会 午前10時19分)